

# 独立行政法人国立病院機構茨城東病院面会運用規程

## (目的)

第1条 本規程は、独立行政法人国立病院機構茨城東病院(以下、当院という)の入院患者への面会について必要な事項を定め、十分な安全確保・感染拡大防止対策・防犯対策に配慮しつつ、入院患者と家族との交流を図ることで患者の心身の安定に資することを目的とする。

## (面会運用について)

第2条 当院における入院患者への面会は下記に掲げる運用にて行うこととする。

### 1 平日の面会について

(1)面会時間 14時00分～17時00分(受付時間は13時45分～16時30分)

(2)面会受付方法 ご面会の当日13時45分～16時30分に病棟に向かう通路途中にある「面会受付」にて受付を行い、「面会許可証」を着用して病棟に進む

(3)1回の面会時間 30分以内(1家族につき同日1回まで)

(4)面会可能人数 4名まで

(5)面会可能な方 風邪症状のない18歳以上の方で、入院患者の親族に当たる方

(6)面会場所 病室内・デイルーム・面談室での面会が可能

(7)その他 荷物については、面会の際に、直接患者さんに受け渡しが可能

### 2 土・日・祝日・年末年始(12月29日～翌年1月3日)の面会について

予約制にてオンライン面会及び荷物の受渡のみ対応可能。

#### (1)オンライン面会の申し込み方法

平日9時～17時の時間帯に、病院代表電話番号(029-282-1151)に連絡頂き、入院病棟にて予約を受け付ける。

#### (2)土・日・祝日・年末年始の荷物の受渡方法

平日9時～17時の時間帯に、病院代表電話番号(029-282-1151)に連絡頂き、入院病棟にて予約を受け付ける。

## (面会における留意事項について)

第3条 入院患者に面会する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。

二 病院が定める面会受付方法や面会時間・人数・面会可能な方(続柄)・指定された面会場所等を守ること。

三 病院敷地内での飲酒・喫煙など、院内で禁止された行為を行わないこと。

四 見舞い品として飲食物等を持ち込む場合、患者が入院する病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者の許可を得てこれを行うこと。

五 その他、入院患者や職員に対して迷惑となる行為を行わないこと。

2 前項各号に違反した場合、病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者は、直ちにその面会を中止することができる。

## (主治医判断による面会の制限について)

第4条 患者の主治医が当該患者の病状等を鑑みて、医学的見地から面会を行うことが不適切と判断した場合は、個別に面会を制限することができる。

## (本規程の定期的な見直しについて)

第5条 本規程については、少なくとも年1回以上見直しを行うこととする。

附 則 本規程は令和8年3月23日より施行する。